

# 第562回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和6年7月18日(木)

午前10時30分

場所 茨城県土浦合同庁舎 本庁舎

第1会議室

茨城県土浦市真鍋5-17-26

## 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

(1) 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則一部改正(案)の概要について【協議】

(2) 令和6年度ワカサギ漁期前調査の結果について【報告】

(3) 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会(第60回)の結果について【報告】

(4) その他

7 閉 会

## 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則一部改正（案）の概要について

霞ヶ浦北浦水産事務所 漁業調整課

関係法令の改正等に伴い、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和 2 年 11 月 12 日 茨城県規則第 75 号）（以下、「規則」という。）の一部を改正する必要性が生じたため、以下のとおり対応を進める。

### 1. 改正内容

#### （1）漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

【改正理由】 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、衛星船位測定送信機等の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこと等が新たに規定されることから、一連の手續や規制の内容について、漁業者等が適切に理解できるように、関係条文を改正する。

・規則第 44 条第 1 項に次の第 2 項を加える。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

#### （2）刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

【改正理由】 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止し拘禁刑を創設等するもので、規則において条文上の手当てが必要となることから、関係条文を改正する。

・規則第 51 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第 51 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

#### （3）文言の適正化

【改正理由】 両罰規定の対象となる規定について、自然人を対象とすることを明確化するため、関係条文を改正する。

・規則第 51 条第 1 項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同

条第1項第1号から第3号の「者」を「とき。」に、第52条の「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に改める。

第51条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第32条から第37条まで、第39条第1項、第40条第1項の規定に違反したとき。

(2) 第40条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。

(3) 第23条第1項、第39条第2項又は第43条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。

2 (略)

第52条 第25条第1項(第41条第8項において準用する場合を含む。)、第31条又は第38条第1項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。

#### (4) 保護水面及び禁止区域の表記改正

【改正理由】規則第32条に規定する保護水面及び規則第37条に規定する禁止区域の位置については、衛星測位及び地理情報システムの技術発達により、緯度経度情報が取得可能であることから、位置を明確化し、適切な取締が行うことができるように緯度経度で表記し、併せて、基点を示す地番や現地構造物の表記について、現行表記と乖離が生じていることから適正化を図るため、関係条文を改正する。

- ・保護水面及び禁止区域の位置を示す基点について、緯度経度による表記等に改正。(※保護水面及び禁止区域の位置及び面積は現行規定と変更なし。)

<改正一例>

(保護水面における採捕の禁止)

第32条 何人も、次に掲げる保護水面(水産資源保護法第18条第1項の規定によって指定されたものをいう。)の区域においては、水産動植物を採捕してはならない。

(1) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水域

ア かすみがうら市坂地先に設置した標柱(北緯36度4.298分 東経140度22.524分の点)

イ アから144度(真方位による。以下この規則中に示す方位について同様とする。)700メートルの点(北緯36度3.991分 東経140度22.796分の点)

ウ エから144度400メートルの点(北緯36度4.636分 東経140度23.392分の点)

エ かすみがうら市田伏地先に設置した標柱(北緯36度4.811分 東経140度23.237分の点)

## 2. 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第51条第1項の改正規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。)は、令和7年6月1日から施行する。

### 3. 規則一部改正の主なスケジュール(案)

年度	月	事項	内 容
R6	7月	改正概要説明	・ 漁業調整委員会へ規則改正概要の説明
	10月	改正案説明	・ 漁業調整委員会へ規則改正（案）事前説明
	12月	委員諮問・答申	・ 知事から漁業調整委員会あての諮問・答申 (漁業法第57条第5項、水産資源保護法第4条第8項)
		認可申請	・ 知事から農林水産大臣あての認可申請 (漁業法第57条第6項、水産資源保護法第4条第6項)
	1月	認 可	・ 農林水産大臣からの認可
	3月	公 示	・ 県報掲載
R7	～6月	施 行	

## 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（抜粋）

（保護水面における採捕の禁止）

第 32 条 何人も、次に掲げる保護水面（水産資源保護法第 18 条第 1 項の規定により指定されたものをいう。）の区域においては、水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水面
  - ア かすみがうら市坂 911 番地の 2 に設置した標柱
  - イ アから 144 度（真方位による。以下この規則中に示す方位について同様とする。） 700 メートルの点
  - ウ エから 144 度 400 メートルの点
  - エ かすみがうら市田伏字反町 229 番地に設置した標柱
- (2) 次のア及びイの 2 点を結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水面
  - ア 行方市天掛字寺下 55 番 2 の地先に設置した標柱
  - イ 行方市吉川字須甫居 1211 番 2 の地先に設置した標柱
- (3) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と稲敷郡美浦村湖岸とによって囲まれた水面
  - ア 稲敷郡美浦村馬掛一斗内 163 番地に設置した標識
  - イ アから 45 度 1,000 メートルの点
  - ウ エから 45 度 988 メートルの点
  - エ 稲敷郡美浦村馬掛字内出 486 番地の 3 に設置した標柱
- (4) 次のア及びイの 2 点を結んだ線と鹿嶋市湖岸とによって囲まれた水面
  - ア 鹿嶋市大字津賀字掛崎 2200 番地に設置した標柱
  - イ 鹿嶋市大字中字中町 3056 番の 2 地先に設置した標柱

（禁止区域等）

第 37 条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水面
  - ア かすみがうら市戸崎川尻川川口左岸に設置した標柱
  - イ アから 204 度 830 メートルの点
  - ウ エから 204 度 810 メートルの点
  - エ アから 105 度 730 メートルの点
- (2) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水面
  - ア かすみがうら市安食、同市柏崎境界線北東隅
  - イ アから 43 度 700 メートルの点
  - ウ エから 43 度 600 メートルの点
  - エ かすみがうら市安食字小津 4057 番地 1 住宅西隅から 317 度 30 分 100 メートルの点

- (3) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水面
- ア 行方市羽生男池川橋梁西端から 280 度 170 メートルの点
  - イ アから 234 度 30 分 730 メートルの点
  - ウ エから 234 度 30 分 530 メートルの点
  - エ 行方市八木蒔字広町 8 番田の北隅
- (4) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水面
- ア 行方市麻生字新田 551 番地住宅北隅から 330 度 6 メートルの点
  - イ アから 250 度 900 メートルの点
  - ウ エから 266 度 30 分 630 メートルの点
  - エ 行方市麻生八坂神社北隅から 297 度 30 分 22 メートルの点
- (5) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と稲敷市湖岸とによって囲まれた水面
- ア 稲敷市浮島字下り松 1820 番地宅地護岸壁北東隅から 295 度 290 メートルの点
  - イ アから 20 度 870 メートルの点
  - ウ エから 20 度 870 メートルの点
  - エ 稲敷市浮島字西の洲，同才勝境界線の道路北東隅
- (6) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と稲敷郡美浦村湖岸とによって囲まれた水面
- ア 稲敷郡美浦村大字大須賀津字塚下乙 1413 番地住宅東隅
  - イ アから 30 度 550 メートルの点
  - ウ エから 36 度 30 分 980 メートルの点
  - エ 稲敷郡美浦村大字大須賀津字小作 1448 番地家屋東端
- (7) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と潮来市湖岸とによって囲まれた水面
- ア 潮来市大生水神祠鳥居左脚から 324 度 370 メートルの点
  - イ アから 45 度 270 メートルの点
  - ウ 行方市宇崎字堂崎 93 番地に設置した標柱
  - エ ウから 215 度 370 メートルの点
- (8) 次のア及びイの 2 点を結んだ線と鹿嶋市湖岸とによって囲まれた水面
- ア 鹿嶋市大字大船津 2403-2 番地西隅（爪木の鼻へ 290 度森稻荷神社鳥居左脚へ 13 度 30 分の点）
  - イ 鹿嶋市爪木の鼻
- (9) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と稲敷市湖岸とによって囲まれた水面
- ア 稲敷市浮島字尾島妙岐の鼻
  - イ アから 35 度 550 メートルの点
  - ウ エから 35 度 550 メートルの点
  - エ アから 310 度 550 メートルの点

(衛星船位測定送信機の備付け命令)

第 44 条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第 4 条第 1 項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期

間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

- (1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。
- (2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。
  - ア 当該船舶を特定することができる情報
  - イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻
- (3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

## 第6章 罰則

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第32条から第37条まで、第39条第1項又は第40条第1項の規定に違反した者
- (2) 第40条第3項の規定により付けた条件に違反した者
- (3) 第23条第1項、第39条第2項又は第43条第1項の規定に基づく命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第52条 第25条第1項（第41条第8項において準用する場合を含む。）、第31条又は第38条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

## 2024 年度ワカサギ漁期前調査結果

2024 年 7 月 18 日

水産試験場内水面支場

霞ヶ浦漁業協同組合及びきたうら広域漁業協同組合が実施した「ワカサギ漁期前調査」の結果は、以下のとおりです。

## 1 調査概要

## (1) 目的

霞ヶ浦北浦におけるワカサギ漁解禁前の資源状況を確認する。

## (2) 調査組織

ア 実施主体 霞ヶ浦漁業協同組合、きたうら広域漁業協同組合

イ 実施協力 水産試験場内水面支場

## (3) 調査方法

わかさぎ・しらうおひき網を用いてワカサギ等の水産動物を採捕する。

## (4) 調査実施日・気象・時間

ア 霞ヶ浦 7月3日(水)、曇、風向風速 北東 1.6m(土浦)、3:00-5:00

イ 北浦 6月26日(水)、曇、風向風速 東 1.0m(鉾田)、4:00-6:00

## (5) 調査点(図1)、曳網時間及び曳網層

ア 霞ヶ浦 ① 調査点 4点(湖心・牛渡沖・沖宿沖・高浜入)

② 曳網層 2回曳網 3:00、4:00

ワカサギ網(表層・中層)

シラウオ網(表層)

③ 曳網時間 20分/回

イ 北浦 ① 調査点 4点(水原沖・白浜沖・江川沖・馬渡沖)

② 曳網層 表層

③ 曳網時間 20分/回(馬渡のみ10分間)

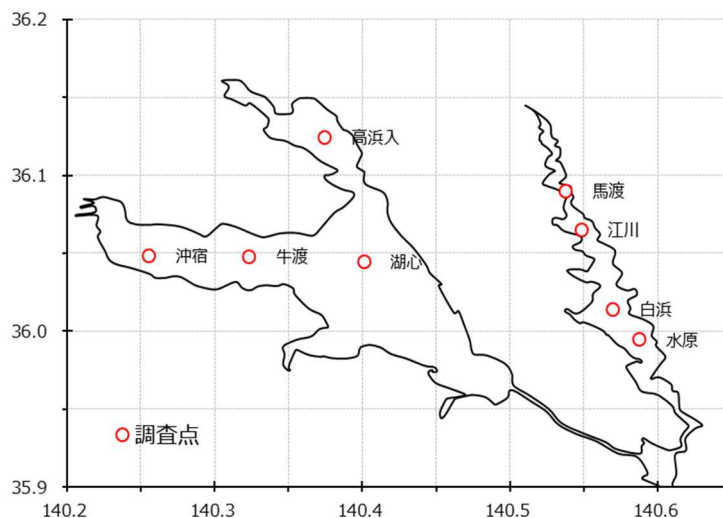


図1 ワカサギ漁期前調査 調査点



## 2 結果

### (1) 霞ヶ浦

#### ① 採捕量について

調査水域でそれぞれ2回操業したうち、ワカサギ重量が多かった回を集計した結果、ワカサギの採捕重量は合計 1.60kg、採捕尾数は合計 1,508尾となり、前年合計の30.3kg、19,159尾を大きく下回り、対前年比で重量は **5.3%**、尾数は **7.9%**となりました（表1、図2）。

なお、今回の調査では、湖心・沖宿・高浜入ではシラウオ網による操業も行いました。その結果、シラウオは湖心で25.1kg、沖宿で2.9kg、高浜入で6.0kgとなりました（表2のとおり）。

表1 ワカサギ採捕結果一覧

年	実施日	採捕重量[kg/20分]				合計	採捕尾数[尾/20分]				合計
		湖心	土浦入 (牛渡沖) (沖宿沖)		高浜入		湖心	土浦入 (牛渡沖) (沖宿沖)		高浜入	
2014	6/25	36.0	16.0	13.2	19.2	84.4	24,171	11,274	9,894	13,434	58,773
2015	6/26	46.0	17.0	56.4	44.1	163.6	27,453	8,955	31,721	25,481	93,610
2016	6/29	21.7	2.6	8.6	66.1	99.0	9,082	1,135	4,074	28,391	42,681
2017	6/28	12.2	3.3	21.3	17.1	53.9	6,021	1,723	11,427	9,073	28,243
2018	7/3	4.2	6.1	12.7	6.6	29.6	2,792	3,849	9,193	4,254	20,087
2019	7/4	5.1	2.6	6.6	欠測	(14.3)	2,661	1,434	4,343	欠測	(8,438)
2020	7/9	3.1	2.0	6.4	5.0	16.5	2,088	1,187	5,085	3,679	12,039
2021	7/7	20.5	11.5	7.5	1.5	41.0	9,575	5,602	4,535	803	20,515
2022	7/8	26.4	22.7	7.7	0.7	57.4	20,956	21,443	7,405	649	50,453
2023	7/5	20.7	4.2	1.5	3.9	30.3	12,543	2,847	1,113	2,656	19,159
2024	7/3	<b>0.10</b>	<b>0.49</b>	<b>0.65</b>	<b>0.37</b>	<b>1.60</b>	<b>83</b>	<b>430</b>	<b>640</b>	<b>355</b>	<b>1,508</b>

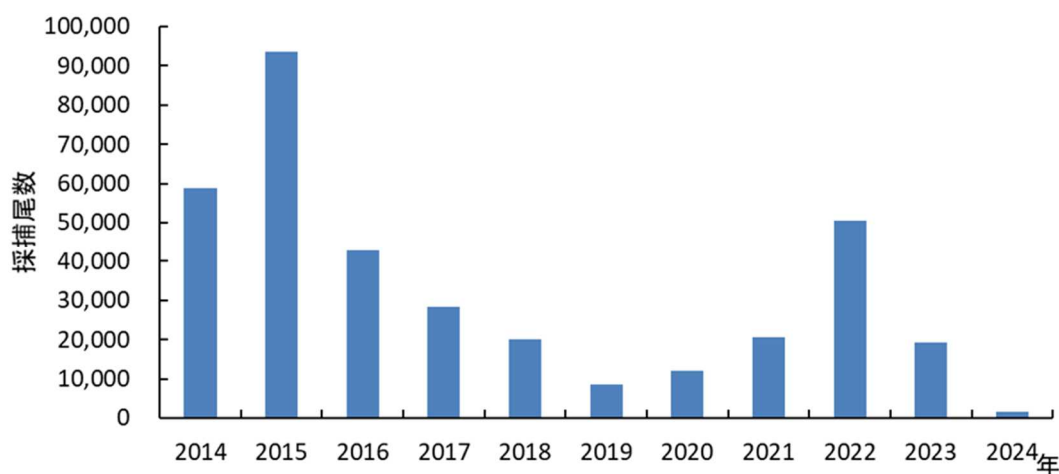


図2 採捕尾数の推移（霞ヶ浦 4点合計の推移）

※2019年は高浜入を除く3点の合計

表2 ワカサギ漁期前調査結果総括表 (霞ヶ浦)

	湖心(ワカサギ網 表層)		牛渡沖(ワカサギ網 中層)		沖宿沖(ワカサギ網 中層)		高浜入(改良網 表層)		全体計	
	個体数	重量(g)	個体数	重量(g)	個体数	重量(g)	個体数	重量(g)	個体数	重量(g)
ワカサギO才魚	53	63.0	118	137.0	390	409.0	54	47.0	615	656.0
シラウオO才魚	48	5.6			29	4.0	25,237	2,897.0	25,314	2,906.6
ハゼ類							10,180	763.0	10,180	763.0
テナガエビ	7	1,148					-	678.0	-	678.0
ダントウボウ	7	96	2	32.7					7	1,148.0
ボラ									9	129.0
オイカワ									16	11.0
クルマサヨリ									49	17.0
ハス			1	35					1	35.0
アメリカナマズ	60	6,287.0	63	6,310.0	40	1,404.0			163	14,001.0
計	-	7,599.9	-	6,514.7	-	1,817.0	-	4,413.0	-	20,344.6
合計(kg)	-	7.6	-	6.5	-	1.8	-	4.4	-	20.3

	湖心(シラウオ網 表層)		牛渡沖(表層)		沖宿沖(シラウオ網 表層)		高浜入(改良網 中層)		全体計	
	個体数	重量(g)	個体数	重量(g)	個体数	重量(g)	個体数	重量(g)	個体数	重量(g)
ワカサギO才魚	83	95.9	430	487.0	640	647.0	355	372.0	1,508	1,601.9
ワカサギ1才魚			2	21.4					2	21.4
シラウオO才魚	194,314	25,105.0	590	74.0	21,742	2,861.0	61,289	5,982.0	277,935	34,022.0
ハゼ類		22.0			11,188	567.0	51,003	2,584.0	62,191	3,173.0
ダントウボウ			11	6.3	44	22.0			55	28.3
ボラ			2	28.9					2	28.9
オイカワ			2	1	22	14.8			81	61.5
ハス			4	54					4	53.6
ハクレン			1	21					1	21.3
アメリカナマズ			69	3,598.0					69	3,598.0
計	-	25,222.9	-	4,291.5	-	4,111.8	-	8,983.7	-	42,609.9
合計(kg)	-	25.2	-	4.3	-	4.1	-	9.0	-	42.6

※混獲された大型の魚は除く

② ワカサギの魚体サイズ

ワカサギの魚体サイズは、全調査点の平均で体長が 4.9 cm、体重が 1.1g となり、前年（平均体長 5.3 cm、平均体重 1.5g）より小さく、過去 10 年間の平均値（5.4 cm、1.7g）を下回りました（図 3）。

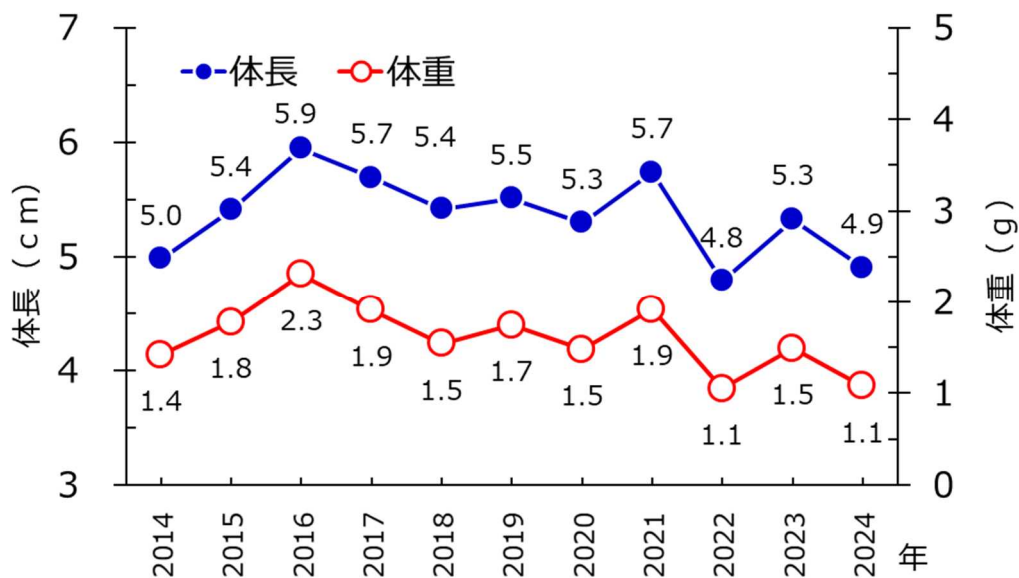


図 3 ワカサギの魚体サイズの推移（霞ヶ浦）

## (2) 北浦

### ① 採捕量について

ワカサギの採捕重量は合計 0.3kg、採捕尾数は合計 285尾となり、前年の合計 (3.3 kg、1,731尾) を大きく下回り、対前年比で重量は **9.1%**、尾数は **16.5%**となりました (表3、図4)。水域別には水原が 0.3kg と大部分を占め、その他3地区は極めて少ない状況でした。

シラウオの採捕重量は合計 3.6kg (馬渡 20分に換算して集計)、採捕尾数は合計 31,804尾 (同) となり、前年 (3.7kg、28,740尾)、と同程度となりました。水域別には白浜で 1.5kg、馬渡で 1.0kg (同)、その他2水域は 0.5kg程度となりました (表4)。

また、昨年に続きハゼ稚魚が白浜を除きその他の地点で多く漁獲されました。

表3 ワカサギ採捕結果一覧 (北浦)

年	実施日	採捕重量[kg/20分]					採捕尾数[尾/20分]				
		水原	白浜	江川	馬渡*	計	水原	白浜	江川	馬渡*	計
2014	7/7	28.7	9.8	28.7	30.7	97.9	16,028	5,915	19,482	28,202	69,627
2015	7/1	20.1	22.0	28.5	25.2	95.8	10,356	11,032	17,278	17,449	56,115
2016	7/6	6.0	0.9	0.9	23.0	30.8	2,239	359	349	9,845	12,792
2017	7/5	5.8	2.2	1.8	29.8	39.5	3,088	1,212	988	20,268	25,556
2018	7/4	29.8	13.0	12.0	5.1	60.0	15,596	6,778	7,624	3,799	33,797
2019	7/3	2.3	0.0	0.0	1.2	3.5	1,367	12	3	912	2,294
2020	7/2	4.6	2.7	1.3	5.1	13.7	3,559	2,061	1,093	5,238	11,951
2021	7/5	2.0	0.2	0.1	0.7	3.0	1,093	128	72	574	1,866
2022	7/4	1.0	0.1	0.1	0.3	1.5	718	29	51	260	1,058
2023	6/28	3.3	0.02	0.01	0.02	3.3	1,705	9	1	16	1,731
2024	6/26	0.3	0.01	0.00	0.00	0.3	271	9	1	4	285

※ 馬渡については水域が狭いため10分間曳網とし、20分間あたりに換算。

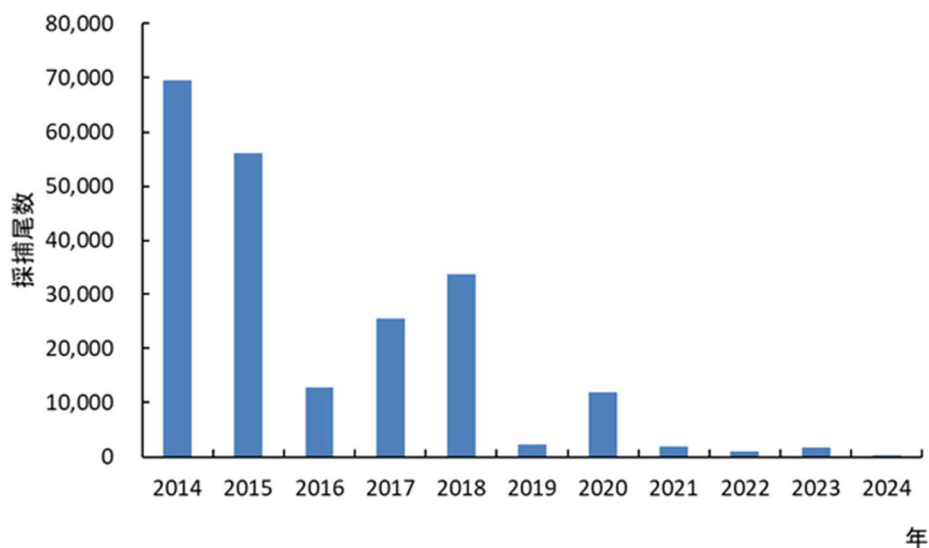


図4 ワカサギの採捕尾数の推移 (北浦 4点合計の推移)

表4 ワカサギ漁期前調査結果総括表(北浦)

	水原沖		白浜沖		江川沖		馬渡沖(10分間・他水域の1/2)		全体計	
	個体数	重量(g)	個体数	重量(g)	個体数	重量(g)	個体数	重量(g)	個体数	重量(g)
ワカサギ0才魚	271	284.2	9	10.0	1	1.1	2	1.5	283	296.8
シラウオ0才魚	4,528	513.0	13,155	1,536.0	4,489	473.0	4,816	527.0	26,988	3,049.0
シラウオ1才魚	1	1	—	—	—	—	—	—	1	1.0
ハゼ類	31,819	1,432.0	1,241	59.0	9,953	501.0	24,598	973.0	67,611	2,965.0
オイカワ	13	8.6	—	—	—	—	4	1.6	17	10.2
ボラ	—	—	27	151.9	4	17.8	—	—	31	169.7
スズキ	—	—	—	—	1	211.0	—	—	1	211.0
ハス	—	—	—	—	1	62.0	—	—	1	62.0
ウグイ	1	73.7	—	—	—	—	—	—	1	73.7
計	—	2,312.5	—	1,756.9	—	1,265.9	—	1,503.1	—	6,838.4
合計(kg)	—	2.3	—	1.8	—	1.3	—	1.5	—	6.8
				100.0		100.0		100.0		100.0

② ワカサギの魚体サイズ

ワカサギの魚体サイズは、全調査点の平均で体長が 4.9 cm、体重が 1.0 g となり、ここ数年で見ると最も小さいサイズでした（図5）。

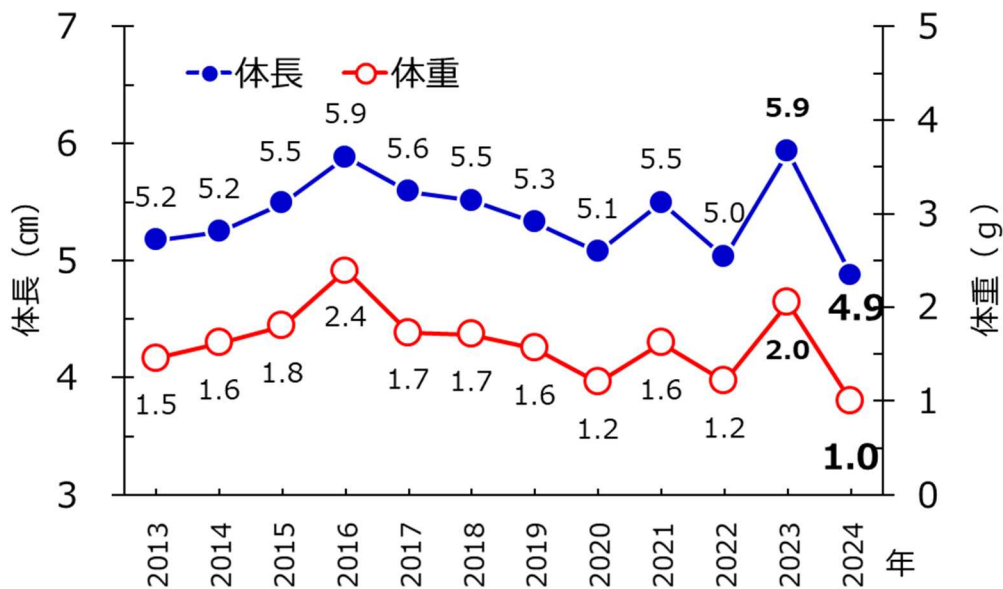


図5 ワカサギの魚体サイズの推移（北浦）

# 令和 6 年度通常総会（第 6 0 回）議案

令和 6 年 5 月 1 7 日（金）

東京都 アジュール竹芝

全国海区漁業調整委員会連合会

# 令和6年度通常総会次第

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 来 賓 祝 辞

4 議 長 選 出

5 議 事

第1号議案 令和5年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第2号議案 令和6年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

第3号議案 協議事項（中央要望活動）

I 海区漁業調整委員会制度について

II 沿岸漁場の秩序維持について

III 太平洋クロマグロ資源管理について

IV 沿岸資源の適正な利用について

V 漁業法改正後の制度運用について

VI 外国漁船問題等について

VII 海洋性レジャーとの調整等について

第4号議案 次期通常総会の開催地について

6 表 彰

7 閉 会



## 令和6年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書（案）

令和2年12月1日、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の保存及び管理のための措置をはじめとした新たな制度が開始されました。改正後3年が経過した現在は、漁業権漁場の活用、特定水産動植物の採捕許可、流通の取扱いなど制度改正の影響が発現しているところであり、また、水産業の成長産業化に向けた様々な検討が進められているところです。

このような状況下で、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性が増しており、委員会の役割を十分に果たしていく必要があります。

沿岸漁場では、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反が後を絶たず、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、違法操業の取締強化や「密漁もの」の流通防止対策が強く求められています。

太平洋クロマグロについては、厳格な漁獲可能量管理の開始により、様々な課題、混乱が生じています。漁業者が将来にわたり資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定を図ることができるよう、資源の適正利用、漁業種類ごとの管理手法の確立と支援措置、遊漁者への指導が必要となっています。

沿岸資源を持続的かつ公平に利用できるよう、沿岸漁業と沖合漁業の調整、海洋環境の変化への対応、外国漁船による公海での大量漁獲の影響評価などが必要となっています。

漁業法改正後には、新たな資源管理の推進を目指したTAC候補魚種の検討が始まりましたが、資源評価精度の向上、漁業者や関係団体との対話、資源管理手法の検討等、未だ解決されない課題が残っている上、現行TAC魚種についても資源の変動に対する柔軟な対応やIQ制度の運用にかかる課題が浮き彫りとなっており、今後も、国全体で効果的な資源管理手法を検討・検証していくことが必要な状況にあります。

外国漁船問題は、周辺国との漁業調整、尖閣諸島や竹島など我が国の領土

をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっています。加えて、北朝鮮によるミサイル発射が続いており、海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱えています。

海洋性レジャーは、多くの人々が各種形態により海面を利用するようになったことで、漁業との間に様々な摩擦が生じていることから、その解消に向け、遊漁者、レジャーボート等利用者との海面利用者の調整、管理のあり方を今まで以上に検討していかなくてはなりません。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、放射性物質検査による安全性の確認を継続し、情報発信による風評払拭を懸命に行っていた中、令和5年8月24日にALPS処理水の海洋放出が開始され、中国などによる日本産水産物輸入停止により、全国に新たな影響を及ぼす事態になっております。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和6年5月17日の第60回通常総会により、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全員一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

令和6年5月

全国海区漁業調整委員会連合会  
会長 今野智光

## 新規要望項目

- 1 密漁パトロール、密漁防止看板の設置等への支援  
(Ⅱ 1 違法操業の取締強化等)
- 2 沿岸まぐろはえ縄漁業について  
(Ⅲ 1 クロマグロ資源の適正利用)
- 3 いか釣り漁具被害対策  
(Ⅲ 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置)
- 4 クロマグロ遊漁制度  
(Ⅲ 3 遊漁者等の操業自粛措置)
- 5 海上大規模開発事業の関係者説明  
(Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について)
- 6 遊漁者に対する環境保全対策  
(Ⅶ 1 遊漁と漁業の調整)
- 7 遊漁ルール等の情報発信アプリ開発  
(Ⅶ 1 遊漁と漁業の調整)
- 8 水上オートバイへのマナー周知徹底と組織化  
(Ⅶ 2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止)

## 全要望項目

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

## 新規要望項目

### 1 密漁パトロール、密漁防止看板の設置等への支援

漁業者が実施する密漁パトロールに伴う費用や、密漁防止看板の設置等啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を図ること。

### 2 沿岸まぐろはえ縄漁業について

大臣届出漁業である「沿岸くろまぐろはえ縄漁業」者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。

### 3 いか釣り漁具被害対策

クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害されて漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害への対策を講じること。

### 4 クロマグロ遊漁制度

クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。

### 5 海上大規模開発事業の関係者説明

風力発電等の海上の大規模開発事業について、漁場を利用している隣県の漁業関係者に情報提供されないケースがみられている。

今後、EEZ内での開発のような関係者が広範囲に及ぶ場合も想定され、情報伝達の行き違いからくる漁業調整問題が発生する恐れがある。

審査段階での情報提供について、地元のみだけでなく、県域を超えた漁場利用等で関係する他県漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明を行うよう開発者を指導すること。

### 6 遊漁者に対する環境保全対策

遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。

### 7 遊漁ルール等の情報発信アプリ開発

より手軽に、情報を発信出来る仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等）についての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施すること。

### 8 水上オートバイへのマナー周知徹底と組織化

無謀な操船で海難事故が頻発している水上オートバイについても、免許取得後、法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、継続的に研修を受講させること。利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

## 全要望項目

### I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構として海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に対して、確実に対処していくためには、多くの議論が必要であり、安定した財政基盤の裏づけが必須です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

#### 1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。

#### 2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

漁業法改正に伴い、資源管理や漁業許可、漁業権に関する知事からの諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増加していることを踏まえ、今後も漁業調整機構として適切な運営が確保されるよう、更なる予算措置により安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。

#### 3 新たな漁業関係法令の改正について

海区漁業調整委員会の役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するため、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

#### 4 海区漁業調整委員の資質向上について

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、諮問機関、建議機関であるばかりでなく、自ら裁定、指示、認定などを行う決定機関である。漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議を行うためには、海区漁業調整委員の専門的、技術的知識が必要であることから、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

## II 沿岸漁場の秩序維持について

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがす問題となっています。

改正漁業法及び水産流通適正化法により罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たないことから、生産者と流通団体が更なる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようなより高い意識を持つことと、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが必要です。

つきましては、沿岸漁場の漁業秩序を維持し、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

### 1 違法操業の取締強化等

①組織化及び広域化する密漁全般に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁とも引き続き協力・連携体制を維持しつつ、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。

②漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。

③漁業者が実施する密漁パトロールに伴う費用や、密漁防止看板の設置等啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を図ること。 【新規】

### 2 「密漁もの」の流通防止

①市場関係者や小売店などの流通業界に対し、「密漁もの」を主体的に排除するよう指導・啓発活動を強化すること。

②違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。

③水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入支援により、現場の負担を軽減するための措置を講じること。

④シラスウナギについては県域を越えて広く流通されていることから、水産流通適正化法の適用開始に向けて、国主導による流通の透明化を推進すること。

### Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な漁獲可能量管理が行われています。

漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊がまれであった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

また、遊漁者については、大型魚採捕の報告を徹底、迅速化し、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に影響が及ばないよう強く指導していく必要があります。

つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

#### 1 クロマグロ資源の適正利用

##### ①資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現

###### ア 日本の漁獲枠の増枠

太平洋クロマグロの資源は順調に回復していることから、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）等国際会議で議論をリードし、漁獲枠の拡大が早期に実現するよう引き続き強く働きかけること。

###### イ 資源評価結果を反映した増枠の実現

最新の情報を漁獲枠に迅速に反映させるため、資源評価を毎年実施し、国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。

##### ②漁獲枠の公平な配分と留保枠の有効活用

###### ア 沿岸漁業に配慮した配分

国内の漁獲枠配分に当たっては、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業の操業特性に配慮した配分とし、規制の方法については、沿岸漁

業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応し、知事管理区分への配分枠を増やすこと。

イ 来遊量や漁獲状況を反映した公平な見直し

資源量の増加とともに沿岸域への来遊量が増えている近年の来遊状況の変化にも配慮し、また、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。

ウ 定置網の突発的な入網への対応

定置網漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、突発的な入網や混獲による積み上がりへ柔軟に対応できるよう、留保枠の有効活用や全国枠の確保などの仕組みを確立すること。

エ 枠の融通と留保枠の有効活用

国の留保枠については、これまでと同様、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分をお願いします。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や県の漁獲枠を裁量で管理できるよう、次期切替時に合わせて検討すること。

国内全体で漁獲枠を遵守するため、国において漁獲枠の配分の考え方を見直す際には過去の漁獲実績だけで算定するのではなく、漁獲制限による漁業経営への影響の大きさ、負担の度合い、資源に与える影響の度合いも考慮し、都道府県間の漁獲量の融通について不公平が生じることがないように管理期間の見直しも検討すること。

### ③沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について

ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。

イ 大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては、船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。 【新規】

## 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置

### ①漁業種類ごとの特性に配慮した資源管理

ア 定置網等

定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配



慮した具体的な管理手法を示すこと。

規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応すること。

#### イ 大中型まき網漁業

産卵量を安定して確保するために、大中型まき網漁業による産卵期や産卵場における操業を制限するなどの対策を強化すること。

#### ウ 大臣許可漁業

資源管理の推進にあたっては、沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう、十分な説明を尽くすこと。

大臣許可漁業に対し、I Qによる資源管理の遵守とともに、一部大臣許可漁業の地先海面への新規参入により、漁場利用の混乱等が発生していることを踏まえ、漁場利用などの地元ルールを尊重するよう強く指導すること。

### ②混獲回避及び適切な数量管理

#### ア 混獲回避及び再放流技術開発

定置網の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、再放流の手法開発など実用的な技術を早急に確立し、技術普及が促進されるよう、導入支援を実施すること。

また、まぐろはえ縄や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援を行うこと。

#### イ 適切な数量管理

数量管理を適切に実行するに当たり、放流した個体がへい死した場合、クロマグロの資源管理の取組について海上保安部と情報共有し理解を得ること。

沖合底びき網に死んだクロマグロが入網するような事例を根絶するため、監視体制を強化すること。

### ③混獲回避、減収に対する支援制度

#### ア クロマグロ混獲回避の取組支援

混獲回避用の機器等の導入支援や、放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる機器の対象範囲の拡大を図ること。混獲回避が可能な漁法への転換に必要な技術習得支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。

#### イ 混獲回避型休漁支援

混獲回避のための休漁支援においては、十分な予算を確保するとともに、

各地域の実情に応じた支援がなされるよう発動条件を緩和すること。

#### ウ 漁業収入安定対策事業の拡大

資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じ、漁業者が安心して経営の継続ができるよう、支援措置を継続実施すること。

#### エ 迅速な支払い

上記事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。

#### オ 産地魚市場や水産加工業者等への対策

産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。

#### カ いか釣り漁具被害対策

クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害されて漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害が生じているため、イカ水揚げ額の減少に対する補填や新たな漁具の購入への支援などの対策を講じること。 【新規】

### ④漁獲状況を把握するシステム構築

漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

## 3 遊漁者等の操業自粛措置

### ア 周知指導

広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、資源管理制度について広く周知し、国が広域的かつ関係省庁の横断的な連携により監視活動を強化し、採捕自粛や停止を強く指導し、違反者への取締を強化すること。

### イ 採捕報告

遊漁者等からの迅速、確実かつ漏れのない採捕報告体制を確立するため、報告システムの構築と法体系を整理すること。

### ウ 遊漁制度

クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。

【新規】

## IV 沿岸資源の適正な利用について

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合（大臣許可）漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマについては、令和5年3月、北太平洋漁業委員会（NPF C）で、令和5年と令和6年の措置として、公海におけるTAC、国別漁獲上限について大幅に削減する措置が合意されたものの、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。

大中型まき網漁業等の漁獲対象がクロマグロの漁獲制限により、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかと不安も募っています。

つきましては、漁業者が長年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。

### 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整

#### ①沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄

沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を目的とする関係者会議の積極的で継続的な開催及び大臣許可漁業に対する規制期間や区域の見直しによる実効性のある規制措置を検討すること。

#### ②沖合漁業に対する指導調整

沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止（自粛）区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。

#### ③カツオ、スルメイカにおける漁業調整

カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC管理等の資源管理の強化に加えて、国主導により関係漁業者が安定的な漁獲ができるよう、操業調整を早急に行うこと。

#### ④海洋環境の変化への対応

海洋環境の変化・変動と各種水産資源の資源量、漁場形成の関係についての研究を推進し、海洋環境、水産資源の詳細な現状把握と予測技術開発を進めること。

漁獲効率の大きい大中型まき網漁船については、海洋環境・水産資源の変化・変動に対応した適切な操業調整を行い、新規魚種拡大は抑制すること。

#### ⑤沖合漁業の漁船の大型化への対応

いわゆる「もうかる漁業」や「I Qの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針などによる漁船の大型化は、資源や漁場について沿岸漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、このような措置を進めるにあたっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスの良い規制を行うこと。

### 2 マサバ太平洋系群の適正利用

#### ①大中型まき網漁業、ロシア漁船による漁獲の指導管理

親魚量の増大と漁獲圧の適正化を図るため、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き、資源管理の取組みを強力に指導すること。

我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視し、漁獲物の組成等の透明化等、資源に影響が及ばないように管理するとともに、我が国の漁船の安全操業を図ること。

伊豆諸島近海はマサバ太平洋系群の主産卵場であることから、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう、また、秩序ある漁場利用を図るため、当該海域における大中型まき網漁業の操業を注視し、適時、適切な指導を行うこと。

#### ②海洋環境変化を加味した目標管理基準値の設定

目標管理基準値は、海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけではなく、漁獲サイズにも焦点を当てること。

#### ③漁業者等の関係者に十分配慮した資源管理措置の実施

漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制に当たっては、その減収分全額の補償を行なう等、経営を維持するための対策を講じること。

### 3 カツオ資源の適正利用

近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。

また、漁場競合が生じている大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の

大臣許可漁業と沿岸曳縄漁業との資源利用及び操業調整の対策や取組を推進すること。

#### 4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用

外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。

#### 5 沖合漁業の操業秩序の確立

##### ①VMS情報の多様な活用

沿岸資源の適正な利用や新たな数量管理への移行の取組み、資源評価の向上等のため、VMS情報の多様な活用等について、国及び都道府県における意見交換や検討会の場を設けること。

##### ②VMSを有効に活用した取締強化

VMSを有効に活用した違反操業の抑止に努め、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導・取締りを強化しその結果を公表すること。

禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締を強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。

##### ③AISの利用普及

AIS利用の普及に努めるとともに、AISが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。

#### 6 海上大規模開発事業の関係者説明

風力発電等の海上の大規模開発事業について、漁場を利用している隣県の漁業関係者に情報提供されないケースがみられている。

今後、EEZ内での開発のような関係者が広範囲に及ぶ場合も想定され、情報伝達の行き違いからくる漁業調整問題が発生する恐れがある。審査段階での情報提供について、地元のみだけでなく、県域を超えた漁場利用等で関係する他県漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明を行うよう開発者を指導すること。 【新規】

## V 漁業法改正後の制度運用について

改正漁業法では、TAC魚種の拡大など新たな資源管理措置が図られ、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱えています。

また、新たな制度の運用にあたり、事務の円滑化や漁獲報告の負担軽減が求められております。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

### 1 改正漁業法施行後の事務の円滑化

#### ①事務の円滑化

改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、「水産資源の適切な管理」や「漁業秩序の確立」等を推進するため、改めて、国、都道府県及び関係漁業者等の円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。

新たな制度の円滑な運用に当たっては、改正により生じた地域の課題に対して柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。

#### ②申請、報告システムの構築

システムの構築と運営について、現場の負担を軽減するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、令和6年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。

### 2 新たな資源管理措置等

#### ①自主的な資源管理の評価

新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している自主的な資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、漁獲量管理に固執せず、自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。

また、ロードマップ等に示されているスケジュールにこだわらず、精度の

高い資源評価や生態解明、資源量・再生産の分析・評価を行うこと。資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種や、数量管理が困難又は適さないと判断される魚種については、数量管理を行わないこと。

#### ②TAC対象魚種追加の慎重な議論

TAC対象魚種の追加は、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者の意見を十分に聴き、種々の課題に対する具体的な解決策を示しながら、関係者の理解を得た上で、資源状況、漁業実態、経済価値のみならず対象魚種の放流技術開発状況や休漁補償等の影響緩和策と併せて慎重に議論すること。

また、数量管理が困難もしくは適さないと判断される魚種をTAC対象とすることへの漁業者等の疑問・疑念を真摯に受け止め、丁寧に議論し、漁業者の十分な理解を得た上で慎重に進めること。

#### ③漁業経営に配慮した漁獲管理

複数魚種を同時に漁獲する漁法では、魚種ごとに漁獲管理の必要性を十分に検討し、例えば数量管理の対象は主要魚種に限定し、混獲魚種の漁獲の積み上がりにより主要魚種の操業に制限がかからないようにするなど、漁業実態に適した管理手法を示すこと。

資源管理の強化に当たっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するために十分な対策を講じること。

#### ④地域産業の成長対策の具体化

漁獲量の規制は漁業機会の減少が伴うため、新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。

#### ⑤正確な漁獲量を把握する仕組み

TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握し、漁獲報告に遺漏がない仕組みを整えること。

#### ⑥定置網等の特性に応じた数量管理技術開発

定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。

## VI 外国漁船問題等について

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いていますが、竹島の不法占拠、尖閣諸島に対する不当な干渉等により、我が国の排他的経済水域、暫定水域等において近隣国との大きな問題が続いています。

我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。

我が国いか釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど外国漁船の違法操業の影響に加えて、スルメイカ資源の減少もあいまって、いか釣り漁船の経営は非常に厳しい状況となっています。

分布域に暫定水域を含む魚種では、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理を行う体制作りがTAC魚種拡大の議論の前に必要との意見が出されています。

外国漁船は、資源管理の必要性を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、悪質な当て逃げ事故、衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

加えて、北朝鮮による弾道ミサイルは令和4年以降はこれまでにない頻度で発射され、令和5年6月15日に発生した事案においては、べにずわいがにかご漁業者の操業する海域付近に落下しており、一步間違えれば大惨事となった可能性があります。海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。

### 1 竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定

竹島の領土権を早急に確立し、排他的経済水域の境界線を画定することにより、暫定水域を撤廃すること。

境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序および資源管理方針を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、国が調整すること。



## 2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理

### ①日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制

日台漁業取決め適用水域内から、「東経 125 度 30 分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、我が国の経済水域内においては、取決め適用水域を除いて台湾漁船の操業を一切認めないこと。

また、先島諸島の南側の水域等、取決め適用水域の拡大については、今後一切、協議の対象としないこと。

### ②日台漁業取決め適用水域内の安全操業確保と台湾漁船の P I 保険の加入の義務化

日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船の P I 保険への加入義務化を促すこと。

### ③韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序確立

韓国のはえ縄漁船は、我が国漁船と漁場競合しており、我が国の E E Z 内における操業を禁止し、取締強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。

日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。

ベニズワイガニなど分布域に暫定水域を含む魚種では、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理を行う体制作りが T A C 魚種拡大の議論の前に必要であることから、日韓関係改善の動きを捉え、漁業秩序確立と実効性のある資源管理体制の確立に向けた協議を進めること。

また、分布域に暫定水域を含む魚種の適切な資源管理のため、両国が連携し、調査を実施する体制を整えること。

### ④中国漁船の日中暫定水域や E E Z 内の操業秩序確立とサンゴ網対策

中国については、日中暫定水域において我が国の漁船が安心して操業できるよう、中国漁船の操業条件を遵守させ、今後とも一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。

さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたさんご網除去による漁場回復対策の充実、強化をすること。

また、北緯 27 度以南の海域について、日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

#### ⑤対ロシア漁業の操業機会の確保

現在、北海道では、ロシアとの漁業協定に基づき、地先沖合漁業を始め 4 種の漁業が行われており、地域経済において重要な役割を果たしていることから、今後とも協定の下での操業が継続されることはもとより、対ロ交渉において、協力金の引き下げ等の操業条件の緩和や、国による支援の継続が必要となっている。

地先沖合漁業を始めとする対ロ漁業の操業機会の確保を強力に推進するとともに、積極的な外交交渉による操業条件の緩和と国による支援を行うこと。

#### ⑥EEZ内におけるロシア大型トロール船による漁具被害の防止

我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を構築すること。

現実的に漁具被害が発生していることから、ロシア船による漁具被害において、被害漁具復旧費の全額補償や加害船特定の有無にかかわらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。

### 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保

#### ①領海及びEEZ内における外国漁船に対する徹底した取締りの実施

サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業、スルメイカの無秩序な漁獲、日本漁船の近くでの操業及び漁場の違法占有等の事案を未然に防ぐため、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻及び人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。

#### ②外国公船や外国漁船の位置動向の監視と漁船や関係機関に対する情報提供

中国公船による我が国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接、周辺で操業する漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。

#### ③外国漁船等の避泊による地元漁業や環境に対する影響の防止

外国漁船等の我が国海域への避泊に当たっては、台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入

域中の基本ルールの遵守徹底、国による指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。

#### ④北朝鮮のミサイル発射に係る安全確保

北朝鮮のミサイル発射について、令和5年6月15日に発生した事案においては、ベにずわいがにかご漁業者の操業する海域付近に落下しており、一歩間違えれば大惨事となった可能性がある。

外交ルート等を通じて根本的な解決を図り、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁船に登載されたVMSの位置情報を活用するなど、的確な情報伝達、安全確認体制の構築及び緊急連絡体制の充実など安全確保への一層の強化を図るとともに、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。

万が一、自国漁船が被災した場合の救援救出等について早急に検討すること。

#### 4 投棄漁具等による被害の救済

韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するさんご網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実、強化すること。

海底清掃の実施後も回収しきれない放置漁具が漁場に残っているサンゴ網について、除去技術の開発を図り、回収に努めること。

## Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特に遊漁船やプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されることから、漁業制度や遊漁マナーの啓発、遊漁者の資源利用実態把握と資源管理を行わせる体制整備が求められています。

プレジャーボート等には運行に係る安全性の確保及び漁具への被害の防止が必要であり、利用者に対する保険加入の義務付け、物損被害への補償の充実や、利用者の把握のための組織化が必要です。

操縦免許・船舶検査が不要なミニボート（登録長 3m 未満、出力 1.5kW 未満、プロペラによる身体障害防止機構あり）は、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、ミニボートによる海難事故が発生していることから、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

一方、機動性の高いプレジャーボートや水上オートバイ等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えており、無謀な操船で海難事故が頻発しているところです。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

### 1 遊漁と漁業の調整

#### ①遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施

ア 地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。

イ 遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。 【新規】

ウ より手軽に、情報を発信出来る仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等）についての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施すること。 【新規】

## ②スピアフィッシングに対する規制強化

漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング愛好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシング利用者に対し、衝突事故防止のための目印となる標識等の設置を義務付け、安全教育や業界への指導・普及啓発を強化すること。

## ③遊漁者の資源利用の実態把握

国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、漁業者の主要な漁獲対象である魚種について、法整備等により釣獲実績報告を義務化させ、資源利用の実態を把握し、資源評価に活用するなど適確に管理する制度を創設すること。

## ④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備

漁業と遊漁の問題は、漁業調整規則と海区漁業調整委員会指示で対処できる採捕行為の問題にとどまらず、資源管理及び沿岸漁場の秩序維持全般に多大な影響を及ぼしている。

漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から、遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進め、全国的な資源管理のルール導入を図ること。

都道府県域を超えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の制度化を検討すること。

## 2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止

### ①プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険加入義務化

プレジャーボートの事故発生率は自動車より高いことから、プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。

### ②利用者の組織化によるマナーの周知徹底

法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

また、無謀な操船で海難事故が頻発している水上オートバイについても、免許取得後、法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、継続的に研修を受講させること。利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。 【新規】

### 3 ミニボート等による危険行為の防止

#### ①安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置

海面利用者相互の安全を確保するため、海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。

安全対策上の制度創設等に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後とも、より一層協力しながら行うこと。

#### ②安全講習の義務化と円滑な救難活動のための所有者把握

ミニボート等（SUPを含む）を販売する際に、「操縦や安全性についての講習受講」を義務付けるとともに、インターネット購買者も含めた販売条件とするよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。

海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れがあることから、円滑な救難活動のためにも、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

#### ③ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化

ミニボート利用者に保険加入を義務付けること。法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

賠償責任保険の強制加入が法制化されるまでは、任意保険への加入促進のため、より実効性のある取組みを強力的に推進すること。

日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である、船底がFRP成型されていない推進器付きゴムボートも加入対象とし、ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償する制度を創設するとともに、保険加入率の向上、義務化について検討すること。

## 令和6年度 霞ヶ浦北浦産シラウオの寄生虫検出結果

水産試験場水産物利用加工部

霞ヶ浦								
搬入月日	検体数	寄生検体数	寄生率 (%)	虫体数			平均魚全長 (cm)	漁獲場所
				最小	最大	平均		
7月3日	50	0	0	—	—	—	4.0	湖心

北 浦								
搬入月日	検体数	寄生検体数	寄生率 (%)	虫体数			平均魚全長 (cm)	漁獲場所
				最小	最大	平均		
6月26日	50	0	0	—	—	—	3.6	白浜

本年度第1回目（漁期前）の霞ヶ浦及び北浦産シラウオの寄生虫検出結果は、上記のとおりです。

## 水産物の放射性物質検査の結果について

霞ヶ浦北浦水産事務所  
(R6. 7. 11現在 )

品目名	採取水域	令和6年度検査結果 (採取日, Bq/kg)							令和5年度検査結果 (Bq/kg)						
		検体数	直近		前回	前々回		最大	最小	検体数	平均	最大	最小		
天 然	アメリカナマズ	西浦	1	7/3	13				7/3	13	13	2	18	18	18
		北浦										2	15	17	13
	ウナギ	西浦										1	3.2	3.2	3.2
		北浦													
	ワカサギ	西浦	1	7/3	N. D.				7/3	N. D.	N. D.	4	6.4	7.6	5.7
		北浦										1	8	8.0	8.0
	シラウオ	西浦	1	7/3	N. D.				7/3	N. D.	N. D.	1	6.1	6.1	6.1
		北浦	1	6/26	3.2				6/26	3.2	3.2	1	3.8	3.8	3.8
	ヌマチチブ	西浦										1	4.4	4.4	4.4
		北浦													
テナガエビ	西浦										4	2	8.3	N. D.	
	北浦										1	N. D.	N. D.	N. D.	
イサザアミ	西浦										1	N. D.	N. D.	N. D.	
	北浦														
養 殖	アメリカナマズ	西浦									1	N. D.	N. D.	N. D.	
	コイ	西浦									1	N. D.	N. D.	N. D.	
		北浦									1	N. D.	N. D.	N. D.	

注) 検査結果の値は、放射性セシウム134 および 放射性セシウム137 の合計値  
 平均は、N. D. を0 (ゼロ) とみなして算出  
 N. D. : 検出限界値未満  
 北浦 : 北浦 外浪逆浦を含む